

明石市花壇コンクール実施要領

1 目的

地域住民の自主性に根ざした「花と緑につつまれた美しく住みよい地域づくり」を積極的に推進し、同時に参加者が花づくりを楽しみながら健康の推進を図り、あわせて交流の場をつくることを目的とする。

2 主催

明石市

3 参加基準

(1) 対象

- ① 明石市内で活動する団体により維持・管理されている市内に設置されている花壇。
- ② 花壇面積が3 m²以上かつ、連続した花壇であること。

(2) 参加資格

明石市に花壇づくり参加申込を行った登録団体に限る。

4 応募方法

- (1) 参加団体は10月頃に所定の申込書を記入のうえ、提出する。申込をした団体には花壇コンクール用草花苗を花壇面積に応じ、別に定める基準に基づき支給する。
- (2) 草花苗を支給された団体は、明石市が指定する応募方法により、審査に必要な応募用紙と写真を提出する。
- (3) 提出された写真は返却しない。また、広報等に使用することに同意したものとする。

5 審査

応募のあった花壇の審査方法等については次のとおりとする。

(1) 審査方法・時期

- ① 一次審査：4月初旬に提出された書類・写真による審査を行い、特別賞（二次審査対象花壇）を選出する。
- ② 二次審査：一次審査で選出された花壇を対象に現地審査を行う。

(2) 審査基準

- ① 管理状況
- ② 花壇のデザイン
- ③ 開花状況
- ④ コミュニティ寄与度

6 賞・表彰

(1) 審査によって選出、決定される各賞は、次のとおりとする。

- ①一次審査　：特別賞（二次審査対象花壇）、審査員特別賞、優等、入選
- ②二次審査　：明石市長賞、明石市議会議長賞、明石市教育長賞、特賞

(2) 5月下旬に表彰式を行い、各賞を授与するものとする。

(3) 明石市長賞を連続3回受賞した団体には、次年度は無審査とし、名誉賞を贈る。

7 その他

(1) この要領に定めるもののほか、コンクール実施及び審査等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。